

## 契約事務のあり方に関する庁内検討会（報告）

### 1 会議開催の状況

会議開催 7回

（検討会 4回）

第1回検討会 28.6.1  
 第2回 “ 28.8.18  
 第3回 “ 28.10.27  
 第4回 “ 28.11.10

（作業部会 3回）

第1回作業部会 28.7.14  
 第2回 “ 28.8.9  
 第3回 “ 28.10.21

### 2 検討結果

#### (1) 業務委託業者選考基準の改正

##### ①『第1次抽出条件』の明確化

入札参加資格者名簿から初期的な業者の抽出をどのように行ったのか、その条件を明確化する。（選択業種、希望順位、取引希望品目等）

##### ②『基本基準』の新設

業務の実施に必要となる法令の規定に基づく許可・認可・免許・登録等、あるいは必要となる技術・設備等を有する業者を選考するとともに、それを明確化する目的で新設する。

##### ③『選考基準』項目の見直し

業務の適正な履行、あるいは市の政策上必要とすべき基準・条件を満たす業者を判定するための基準項目とする。（官公庁取引実績の有無、市内業者である、その他業務の実施に必要なとすべき事項等）

##### ④『選考参考基準』項目の見直し

業者の総合力を判断し、指名競争入札の長所である、より確実に適正な業務の履行が期待できる業者を判定するための基準項目とする。（資本金、常勤職員数、営業経験年数）

##### ⑤『除外要件』の新設

市の契約締結の相手方として相応しくない、あるいは受注意欲が無いと認められる業者を選考から除外し、より適正な競争・業務の履行を確保する目的で新設する。（著しい経営状況の悪化、社会的信用度の低下等）

#### (2) ごみ収集業務委託契約事務の検証及び整理

##### ①背景

ごみ収集業務委託は、「長年受託業者が固定化している」などの市民が疑念を抱く新聞報道等がなされたことから、監査において適正性が検証され、結果においては、契約事務手続きに違法不当性はないが、「業務の履行確保を最優先にしつつも、『茨木市公契約に関する指針』の基本目標(別紙※1)に照らし、より適正な契約事務となるよう検討されたい」との指摘がなされた。

また、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令』において委託基準(別紙※2)が規定されているとともに、環境省通知(別紙※3)最高裁判決(別紙※4)が示すとおり、経済性の確保等の要請よりも業務の確実な履行を重視する等、他の業務とは異なる特性を有している。

## ②検証及び整理内容

上記を踏まえながら、確実かつ安定した業務履行を図りつつ、業者の新規参入及び競争性の向上につなげるため、以下の取組みを行うこととする。

### (7) 長期継続契約の導入

業者の新規参入機会を確保するとともに、受託業者の変更による業務の停滞を防止し、生活環境の安定につなげるため、契約方法を10月頃の業務開始とする5年間の長期継続契約に変更する。【別紙※1-①・②対応】

### (イ) 指名競争入札の実施

競争性確保の観点から、契約締結方法は指名競争入札によることとする。【別紙※1-①対応】

### (ウ) 受注機会の拡大につながる発注方法の検討

業者の受注機会の拡大に向け、仕様の見直しなど、より受注しやすい発注方法について検討を行う。【別紙※1-①対応】

### (エ) 一定期間以上の業務実績の担保

災害等の緊急時対応も含む業務の確実な履行を第一に、また地域経済の発展等の観点から、茨木市内で一定期間以上、ごみ収集運搬業務等の実績を有する市内業者または準市内業者の中から業者選考を行うものとする。【別紙※1-②・③対応】

### (オ) 最低制限価格の設定

ダンピング受注を防止し、業務の確実な履行と労働者の雇用安定等を担保するため、最低制限価格を設定する。【別紙※1-②・③対応】

### (カ) 契約業者の労働条件等の確認

契約業者における労働者の雇用環境を確認するため、資料の提出を求めることとし、一定の委託業務等へ拡大を図る。【別紙※1-②・③対応】

## 3 今後の対応

平成29年度の契約業務から対応するよう関係課と調整のうえ、円滑な事務執行に努めることとする。

※ 1 茨木市公契約に関する指針【基本目標】

- ①公平で公正な入札・契約制度の確立
- ②業務品質及び適正な履行の確保並びに雇用の安定等
- ③地域経済の活性化

※ 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（抜粋）

第四条 法第六条の二第二項の規定による市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分（再生を含む。）を市町村以外の者に委託する場合の基準は、次のとおりとする。

- 一 受託者が受託業務（非常災害時において当該受託者が他人に委託しようとする業務を除く。）を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること。

～中略～

- 五 委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること。

※ 3 環境省通知

（平成 20 年 6 月 19 日環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長）

「委託処理する場合においては、委託基準において、受託者の能力要件等に加え、『委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること』とされている等、環境保全の重要性及び一般廃棄物処理の公共性に鑑み、経済性の確保等の要請よりも業務の確実な履行を重視しているものである。」

（平成 26 年 10 月 8 日環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長）

「経済性の確保等の要請ではなく、業務の確実な履行を求める基準であることに留意が必要である。」

「市町村の処理責任は極めて重いものであることを改めて認識されたい。」

※ 4 平成 26 年 1 月 28 日 最高裁判決

「廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていないものといえる。」